

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フィットイージー株式会社			コード	212A		
提出日	2026/1/15		異動（予定）日	2026/1/30			
独立役員届出書の提出理由	2026年1月30日の定期株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	新谷 永	社外取締役	○													○	有
2	星野 秀人	社外取締役	○													○	有
3	松浦 陽司	社外取締役	○													○	有
4	森口 祐子	社外取締役	○													○	指定 有
5	後藤 達也	社外取締役	○													○	新任 有
6	小倉 規良	社外監査役	○													○	有
7	水越 洋貴	社外監査役	○												△		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	新谷永氏は、長年にわたる豊富な経営者としての経験と幅広い見識があり、特に法令順守及び従業員管理について高い専門的な知見を有しております。これらに基づき、独立的な立場で当社の経営に対して客観的・専門的な視点で有益な意見や指導・監督をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。
2	該当なし	星野秀人氏は、長年にわたる豊富な経営者としての経験と幅広い知識、見識があり、特にマーケティング及び出店戦略について高い専門的な知見を有しております。これらに基づき、独立的な立場で当社の経営に対して客観的・専門的な視点で有益な意見や指導・監督をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。
3	該当なし	松浦陽司氏は、金融機関での役員としての経験に加え、上場企業での豊富な知識と経験があり、特に法令順守及び機関運営について高い専門的な知見を有しております。これらに基づき、独立的な立場で当社の経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていくことが期待できると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。
4	森口祐子氏は当社の主要取引先である株式会社大垣共立銀行の社外取締役を兼任していたことから、これまで取引関係を考慮し同氏を独立役員として指定しておりませんでした。しかしながら、同氏が同行において業務執行権限を持たない「非業務執行者」であること、また個人の専門的知見に基づき当社の経営に対し客観的な監督機能を果たしている実績を鑑み、改めて独立性を評価いたしました。その結果、一般株主との利益相反の恐れはないと判断に至ったため、本届出より独立役員として指定いたします。	森口祐子氏は、プロスポーツ選手として長年培ってきた幅広い見識と知見を有しております。特に女性の目線から当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしていくことが期待できると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。
5	該当なし	後藤達也氏は、スポーツ業界での豊富な人脈と、上場企業の代表取締役としての経験を通して企業経営に関する高い見識を有しております。長年の豊富な経営者としての経験を活かし、当社経営全般に対する適切な提言や助言により、経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしていくことが期待できると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。
6	該当なし	小倉規良氏は、上場会社における豊富な経験およびグループ会社での経営参加により企業経営に関する高い見識を有しております。常勤監査役（社外監査役）として、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督が期待できると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。
7	水越洋貴氏が代表を務める水越ビジネスサポート株式会社との間で、コンサルタント契約を締結し、公認会計士としての立場から経理・会計業務に関する助言、指導を受けておりました。当社の社外監査役の就任にあたり、当該コンサルタント契約は解除しており、現在は同社と当社との間での取引関係はありません。	水越洋貴氏は、公認会計士として豊富な経験と高い見識があり、特に豊富なコンサルティング活動、上場会社における経営参加により企業経営に関する高い見識を有しております。これらに基づき、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督が期待できると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから独立役員に選任しております。

4. 補足説明

該当事項はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 親親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することになりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。